

厚生労働省の通知(保保発0430第2号)に基づき、子の扶養申請は夫婦双方の年間収入を確認し、収入が多い方の扶養と定められています。申請時は配偶者の方の収入が多いが、今後、配偶者が育児休業等の理由により収入が減少する見込みがある場合は、配偶者の勤務先で下記の「育児休業等取得時収入見込額証明書」に、出産日以降、今後一年間に見込まれる収入額の証明を受けていただき、提出してください。

## 育児休業等取得時収入見込額証明書

育児休業等取得者氏名								
直近の標準報酬月額	千円							
出産手当金受給期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (出産日) (産後56日目の日) ※出産日=認定日として申請する場合は、出生日から56日目の日付を記入							
出産手当金受給金額(予定)	約 円 + 円 = 円 (法定給付 <sup>※1</sup> ) (付加給付) (合計) ※1 法定給付の計算方法は下記のとおりです。 ・標準報酬月額÷30日×(2/3)×57日(出産日含む) ・支給開始日の以前12か月間の各標準報酬月額を平均した額÷30日×(2/3) (支給開始日は、今回の出産で一番最初に出産手当金が支給された日のことです)							
育児休業給付金受給期間(予定)	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日							
育児休業給付金受給金額(予定)	約 円							
〔例：女性の場合〕申請理由：令和5年8月1日出産のため、続柄：子、育児休業終了予定日：令和6年7月31日								
<table><tr><td>産前</td><td>産後(56日間)</td><td>育児休業給付金</td></tr><tr><td>出産手当金</td><td>出産手当金</td><td></td></tr></table> <p>出産日 R5.8.1. 育児休業開始 R5.9.27 育児休業終了 R6.7.31</p>			産前	産後(56日間)	育児休業給付金	出産手当金	出産手当金	
産前	産後(56日間)	育児休業給付金						
出産手当金	出産手当金							
その他収入(予定) ※出産日以降、今後一年間に支払われる給与・賞与・手当等	収入名称	収入金額						
		約 円						
		約 円						
特記事項								

上記について確かに証明いたします。

令和 年 月 日

所在地  
会社名  
事業主名  
電話番号

㊞

ダイキン健保 使用欄	出産手当金	育児休業給付金	その他収入	合計金額
	円	円	円	円